## 第84回滋賀県入札監視委員会 会議録 (要旨)

日	時	令和2年12月23日(水)9:30~11:30
場	所	県庁本館4階 4-A会議室
出席委員		杉浦委員長、小林委員、中本委員、北谷委員

## 結果

議題(1)については、事務局案で承認された。

該当期間の入札契約手続きに問題は見られなかった。

議題(1)令和2年滋賀県入札監視委員会報告書(案)について

事務局	下記資料を事務局より説明
	令和2年滋賀県入札監視委員会報告書(案)
委員	令和元年報告書の付帯意見に対する措置状況に記載している「余裕期間制度」に ついて、契約日から着手日までの間に一定の期間を設けることとあるが、具体的 な期間は。
事務局	実工期の30%を超えずにかつ120日を超えない範囲としている。 なお、内容についてはHPで公開している。
委員長	案のとおりとしてよいか? (各委員了承)

議題(2)第82回および第83回滋賀県入札監視委員会で指摘のあった事項について

事務局	下記資料を事務局より説明
	PFI 事業における低入札価格調査制度の適用について
委員	仕様発注から性能発注へ移行しているなかで、説明していただいたロジックだと
	この先、低入札価格調査はできなくなるのでは?
委員長	できないのではなく、馴染まないということではないか。

委員	PFI事業においては、予算はどう確保されるのか?
事務局	PFI事業を実施するにあたり、発注者は要求水準を決定し、その要求水準を基に価格を設定している。 また、PFI事業は、予定価格を公告で公表している。 事業について、対話やヒアリングを行う機会があり、この金額ではクリアできないと判断し、辞退される場合もある。
委員長	現在の運用では、低入札価格の応札が可能と考えるが、その点は問題ないか。
委員	要求水準に満たしているかの判断は選定委員会で判断しており、満たしていない場合は失格となる。
委員長	業者が予定価格よりも低価格で要求水準を満たすと提案してきた場合、予定価格とはマッチングしないと思うが、その点は問題ないと判断しているのか。
事務局	予算規模と要求水準は合致すると考え、予定価格は設定している。
委員	PFI事業者等選定委員会で要求水準や評価を設定し、応札額や技術の審査を行っているため、低入札価格調査は馴染まないと説明いただくほうがいい。 低入札価格調査制度の趣旨からいうと、ダンピング防止の観点での説明が抜けているように感じるため、そこの説明がもう少し必要だと思われる。
	次回の委員会にて、再度説明すること。
委員長	

議題(3)滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

(令和2年4月~令和2年7月)

事務局	下記資料を事務局より説明
	(資料1) 入札方式別発注工事総括表
	(資料2) 入札方式別発注工事一覧表
	(資料3) 入札参加停止等の運用状況一覧表
	(資料4)審議対象工事等一覧

(資料5)滋賀県発注工事等落札率の推移 (資料6)落札決定誤りの状況一覧表 雪製談合で起訴されたことによる参加停止となったと理解する。現在は、調査委 員会が設置されているとお聞きしているので、それを踏まえ、今後報告をお願い する。

議題(4)抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①番号8【令和2年度 第1号 杉山地区ほ場整備第1工事】

甲賀農業農村振興事務所 一般競争入札 (事後審査型)

発注機関	(概要説明)
委員	最低制限価格制度と低入札価格調査制度の違いについて
事務局	低入札価格調査制度については、基準価格より下回った場合に、適正に施工がで
<b>事</b> 物问	さるか調査段階に進む制度であるが、最低制限価格制度については、基準価格を
	下回った段階で失格となる制度。
	運用については、総合評価方式を採用している案件は低入札価格調査制度を適用
	しており、それ以外は最低制限価格制度を適用している。
	今回については、価格競争のため最低制限価格制度を適用したもの。
委員	基準価格を下回る入札がこれまでも目立っているように感じるが、発注者側で適
安貝	基準価格を下回る人化がこれまでも日立っているように感じるが、先往有側で過   正に設定できるものなのか。
	今後、検証していく必要があるのではないか。
事務局	基準の設定については、滋賀県が独自に設定しているものではなく、公契連モデ
	ルを参考としており、現在の基準以下では適正な施工ができないと判断して運用
	している。
委員	今回は、総合評価方式と価格競争のどちらかを選択可能であったが、価格競争を
	選択した理由は。
事務局	金額規模に対して、工事難易度がそれほど高くなく、技術力を求める内容ではな
	いと判断したため、価格競争としたもの。

委員長 最低制限価格および低入札価格調査基準価格の設定について、次回説明していただきたい。 手続は適切と判断してよいか? (各委員了承)

#### ②番号 114【令和 2年度 第 P-1号 大津警察署膳所交番他解体工事】

警察本部 一般競争入札 (事後審査型)

発注機関	(概要説明)
委員	今回は、応札額にバラつきがあるが理由として考えられるのは。
事務局	解体工事に関しては、見積りで対応することもあり、また、資材を使用すること も少ないため、解体工事の特性として、差が発生すると考えている。
委員	このような特性がある工事に関しては、最低制限価格の妥当性が課題になり得ると考える。
委員	当初には想定していない事態が発生してしまった時はどのような対応をしているのか。
事務局	基本的には、事前に調査をしたうえで、全てを積上げて価格を算出しているものの、どうしても予測しきれない事態が発生した場合には、変更契約等で対応している。
委員長	手続は適切と判断してよいか?(各委員了承)

#### ③番号 219【令和元年度 第211号 治山現場技術業務委託】

甲賀森林整備事務所 一般競争入札(事後審査型)

発注機関	(概要説明)	
委員	配置予定技術者の要件で資格などを設定しているが、最終的には価格で決まって	

	しまい、必要とする人材が確保できないのでは。
事務局	要件で記載している内容の人材が配置できることを条件に入札を行っているため、必要としている人材はどこの業者が落札しても配置できると考えている。
委員	配置予定技術者等の要件設定の基準はあるのか
事務局	工事および業務委託には共通する仕様を定めている共通仕様書があり、仕様書に 基づき設定している。業務難易度によって配置する技術者は異なるが、今回の業 務については、公告に記載している内容の技術者を配置するようになっている。
委員長	手続は適切と判断してよいか?(各委員了承)

#### ④番号358【令和2年度 第22-1号 金勝川河川災害復旧工事】

南部土木事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
委員長	隣接した工事受注者に随意契約を行っているが、配置技術者の緩和を適用していると考えていいか。
事務局	そのとおり。
委員長	手続は適切と判断してよいか?(各委員了承)

### ⑤番号 361【令和 2 年度 第 S 1 号 和田打川河川復旧工事】

高島土木事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
委員	随意契約の場合は、予定価格を相手方に知らせたうえで見積徴取するのか
事務局	予定価格は知らせない。 仕様書があり、単価等は公表されているため、予定価格を算出は可能と考える。
委員	見積りが予定価格を超過していた場合はどうするのか。
事務局	その場合は、2回目の見積徴取へ移行する。

 委員
 単価契約業者は、地域に複数者存在するのか。

 事務局
 業者を管内の北部と南部に分けており、それぞれ1者となっている。

 委員長
 手続は適切と判断してよいか? (各委員了承)

# ⑥番号 78【令和 2 年度 第 K J 9 1 - 1 0 3 号 吉川浄水場耐震対策電気設備工事】

企業庁 一般競争入札 (制限付き) (低入札)

発注機関	(概要説明)
委員	委員会は、技術論がわかる方で構成されているのか
事務局	土木、電気、機械の技術者で構成されており、総合的に判断できる。
委員	数値的判断基準は、一定の基準があり、自動的に審査できるものか。
事務局	業者から提出された内訳書を基に、基準に満たしているか判断を行っているもので、今回は、具体な調査に進む前に失格となった。
委員長	技術提案の評価について、どこまで技術的に判断しているのか。
事務局	今回は、標準仕様に加え、長期的に使用することを考慮し、エネルギー効率が良い提案を求めていたが、ほとんどの業者において、評価できる提案はなかったものと判断した。
委員	技術評価点の配点は固定なのか。
事務局	基本は決まっている。総合評価のタイプにより配点割合は変わる。
委員長	手続は適切と判断してよいか?(各委員了承)